

# 令和8年度 尼崎市外国人材雇用促進支援補助金



外国人労働者の「はたらく」を  
尼崎市がサポートします！



## 対象者

外国人労働者を雇用する  
市内中小企業や同規模の  
社会福祉法人等その他の法人・団体

## 補助上限額

20万円

## 対象事業

外国人労働者が日本で生活、就業する上で  
必要な日本語能力の向上に資する取組や  
技能習得・資格取得に資する取組

## 補助率

2/3

## 提出期限

事業着手日（研修受講等の申込）の3週間前までにご提出ください

## お問い合わせ先・申請先

（公財）尼崎地域産業活性化機構（外国人材雇用促進支援補助金係）

住 所：〒660-0881

尼崎市昭和通2丁目6-68 尼崎市中小企業センター4F

電話番号：06-6488-9565 FAX：06-6488-9549

受付日時：祝祭日を除く月～金曜日 午前9時～午後5時

（12月29日（火）～1月3日（日）は閉館します）

※予算に上限がありますので、お早めの申請をおすすめします

事業着手日(研修受講等の申込み)の3週間前までに  
申請をお願いします。

## 尼崎市外国人材雇用促進支援補助金

### 申請から補助金交付までの流れ

↓ ○印は事業者(申請者)様が行う項目です。

○	(1) 交付申請	【申請時】様式第1~6号と必要書類を(公財)尼崎地域産業活性化機構へ持参、または郵送(レターパック又はレターパックプラス)してください
	(2) 審査(申請分)	(1)で提出いただいた書類を審査し、補助対象かどうかを判断します ※書類に不備や疑義がある場合は、お電話で確認することがあります
	(3) 交付決定	市から交付決定通知書を送付します ※補助金交付が不適当と判断された場合は、不交付決定通知書が送付されます
○	(4) 事業着手~完了	各種研修等の受講完了~対象経費の支払完了 ※令和9年3月31日(水)までに事業を完了させてください
○	(5) 実績報告	【実績報告時】様式第12~16号と必要書類を(公財)尼崎地域産業活性化機構へ持参、または郵送してください 【令和9年4月9日(金)まで】当日消印有効
	(6) 審査(実績報告分)	(5)で提出いただいた書類を審査し、補助金額を確定します ※書類に不備や内容に疑義がある場合は、申請者に確認のうえ、交付決定を取り消すことがあります
	(7) 交付確定	市から交付確定通知書(補助することが確定した旨の通知)を送付します
○	(8) 補助金請求	【補助金請求時】様式第18号と必要書類をすみやかに(公財)尼崎地域産業活性化機構へ持参、または郵送してください 【令和9年4月30日(木)まで】当日消印有効
	(9) 補助金交付(入金)	提出書類を審査し、市が指定の口座に補助金を振り込みます

各種書類は、尼崎市ホームページからダウンロードしてご利用ください

